

広島県選挙管理委員会告示第三十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、尾道市選挙管理委員会から報告があつた。

令和八年五月十四日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

施設の名称	所在地	指定年月日
旧木ノ庄東小学校	尾道市木ノ庄町木梨 696 番地	令和 8 年 4 月 1 日
旧三成幼稚園	尾道市美ノ郷町三成 1034 番地	令和 8 年 4 月 1 日
旧高須幼稚園	尾道市高須町 3493 番地	令和 8 年 4 月 1 日